

<法令改正検討委員会 活動状況報告（7月）>

2023年7月13日 担当 金馬房雄

1. 法令改正検討委員会のメンバー

- ・2023年度より、前委員長の板垣氏が辞任し、金馬が新委員長となり、委員は鈴木氏、眞田氏、森川氏に加え、新たに下記の2名が加わり、計6人体制となった。
- ・新委員・・・①宮本博史氏；(株)ミスミグループ本社・監査役アドバイザー（16年間監査役就任経験有）
②南波裕樹氏；大成設備(株)常勤監査役（CFE：公認不正検査士、認定コンプライアンスオフィサー）

2. 財務報告に関する内部統制報告制度の基準・実施基準の改訂（令和4年12月15日公表）について

① 2023.1.15 実践コーポレートガバナンス研究会 理事会 門多丈代表理事

- ・JSOXとして慣れ親しんできた内部統制報告書制度であるが、その形骸化リスクについては以前より、各社の現場において指摘されてきた。なぜなら運用開始当時より、少なからぬ経営陣・幹部が、本制度をコスト案件若しくは監査マターとしての限定的理解に留め、コーポレートガバナンス全体における位置づけの正しい理解が、必ずしも十分に広がらなかったためと推察する。結果、足元でも内部統制報告書提出後に訂正報告書が頻出し、現在に至っている。今回の改定案では顕在化したリスクに対する重要論点が補筆され、当研究会としてもその方向性に賛同するものである。14年ぶりの改訂を受けるに際し、・・・各種法令やガイドライン等との将来的な統合を期待し、意見を述べる。
- ・内部統制構築の手法等については、各企業等が自ら適切に工夫して整備していくべきであり、実施基準に形式的に対応すべきではない事等の意見提出や、CGコード改訂に関して、上場会社の監査役会等は内部監査部門に対する監査機能上の指揮命令権を確保すべきとの提言等があった。

② 2023.6.5「財務報告に関する内部統制の実効性の向上に向けて」講演（実践CG研究会月例勉強会）

金融庁 企画市場局 企業開示課 開示業務室長 斎藤貴文氏。

内部統制基準・実施基準の主な改訂とその考え方につき、パブコメでの意見紹介や2023.4.7企業会計審議会総会での改訂取りまとめを紹介しながら解説された。（いくつかの例を下記）

・<内部統制の枠組み>

サステナビリティ等の非財務情報に係る開示の進展等を踏まえ、内部統制の目的の一つである「財務報告の信頼性」を「報告の信頼性」とし、「報告の信頼性」の定義を、組織内及び組織外への報告（非財務情報を含む）の信頼性を確保することとし、「財務報告の信頼性」が含まれることを強調した。（金商法上の内部統制報告制度は、あくまで「財務報告の信頼性」の確保が目的）

・<財務報告に係る内部統制の評価及び報告>

内部統制の評価対象とする重要な事業拠点や業務プロセスを選定する指標として例示されている「売上高等のおおむね3分の2」や「売上、売掛金、棚卸資産の3勘定」を機械的に適用すべきではなく、必要に応じて監査人との協議が必要なことを明確化した。

・<適用時期>

令和6年（2024年）4月1日以後開始する事業年度における財務報告に係る内部統制の評価及び監査から適用する。

・<法改正を含む更なる検討が必要な下記事項は中長期的な課題とする>

サステナビリティ等の非財務情報の内部統制報告制度における取り扱い、ダイレクト・レポーティング（直接報告業務）の採用、内部統制に関する「監査上の主要な検討項目」の採用、訂正内部統制報告書に対する監査人による関与の在り方の検討、経営者による内部統制無効化への対応等のための課徴金や罰則規定の見直しなど。

3. 四半期報告廃止の先送りについて

- ① 金融庁の金融審議会は昨年 11 月より、証券取引所の規則に基づき上場企業が 3 ヶ月ごとに公表している「決算短信」について、将来的に年 1 回に見直すかの議論を始めていた。企業の負担が減るので、企業や財界関係者は賛意を示していたが、投資家からは情報開示が後退するとの反対意見が出ていた。
- ② 四半期報告書の廃止などを盛り込んだ金商法改正案が、本年 6 月の通常国会での成立を目指されていたが、与野党対立のあおりで審議できず、先送りとなった。政府・与党は来年 4 月 1 日の四半期報告書の廃止を予定しており、今秋に招集見込みの臨時国会で成立を再度目指す模様。
- ③ 改正案は、上場企業の第 1・第 3 四半期の報告書を廃止し、決算短信に一本化するなどの制度見直しが含まれている。上場企業は、四半期ごとに決算書類の報告書を国に提出しているが、改正案が成立すれば、半期と通期だけの提出となる。
- ④ 四半期報告書を廃止することで、投資家のニーズが高い情報を証券取引所規則に基づく決算短信に盛り込むことになれば、先送りにより上場企業や取引所の法改正の対応への準備期間が短くなる影響が出る可能性あり。

4. 女性役員を 2030 年までに 30%にするよう政府は東証プライム企業に促す

- ① 政府は 6 月 13 日に「すべての女性が輝く社会づくり本部」などの合同会議で「女性版骨太の方針 2023」を決定した。これによれば、東証のプライム上場企業の役員について、2025 年（令和 7 年）を目処に女性を 1 人以上選任し、2030 年（令和 12 年）までに女性役員比率を 30%以上とする目標が明記された。
- ② 欧米の大手企業では女性の役員比率は既に 3 割以上を確保しているが、日本では昨年 7 月末時点で、プライム企業のうち女性役員比率が 30%を超えているのは 2.2%のみで、女性役員ゼロが 18.7%も存在している。なお、2019 年時点で全上場会社 3490 社のうち、女性役員がいない会社は 6 割以上と報じられていた。
- ③ 女性版骨太の方針では、国内外の投資家が企業の女性役員比率を重視しており、日本経済の成長の為に喫緊の課題と明記されている。政府は、年内に東証の規則に女性登用の目標や企業の行動計画策定を規定する様働きかける意向である。
- ④ 最近では弁護士や大学教授ら女性の有識者を社外取締役として招聘する企業が増えており、彼女たちに支払う役員報酬の相場が大きく上昇している。反面、それに見合った業績アップの実態は少なく、本当の女性活躍を促すためには、生え抜きの女性社員を幹部として育成し、能力に応じて役員に登用する継続的な人材育成プログラムが必要とも指摘されている。

5. 今年の株主総会のトピックス（1）

- ① キャノンショック・・・本年 3 月のキャノン株主総会で、御手洗富士夫会長兼社長に対する役員選任の賛成比率がわずか 50.59%で、業績好調の中でも、経団連会長まで務めた高名な経営者が解任寸前に追い込まれた。議決権行使助言会社の米国 ISS が機関投資家に対して「役員候補に女性がない」との理由で、同会長の役員選任議案に反対を推奨していたことが響いた。これも影響し、政府は女性役員比率の 30%目標を打ち出したもの。
- ② トヨタ自動車の豊田会長の賛成率低下・・・6 月の株主総会で取締役役に再任された豊田章男会長の賛成率が昨年の 95.58%から 84.57%と約 11 ポイント低下した。同会長の再任について、一部の海外機関投資家が「取締役会の独立性が不十分」として反対し、米議決権行使助言会社のグラスルイスも反対を推奨していた。

以上。